

事例番号:340069

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 3 日

9:30 生理痛様の痛みを伴う子宮収縮あり

12:00 持続する強い下腹部痛あり、搬送元分娩機関を受診

12:05 顔面蒼白、腹部板状硬あり

超音波断層法で胎児徐脈

12:40 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関に母体搬送となり入院、超音波断層法で胎児心拍動はほぼ認めず

4) 分娩経過

妊娠 38 週 3 日

12:50 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出、凝血塊あり

胎児付属物所見 血性羊水あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 3 日

(2) 出生時体重:2800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析: pH 6.54、BE -33.5mmol/L

(4) Apgar スコア: 生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生: 気管挿管、人工呼吸(チューブ・ハック)、胸骨圧迫

(6) 診断等:重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 11 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 3 名、准看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、新生児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 38 週 3 日の 9 時 30 分頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

ア. 妊娠 38 週 3 日の 11 時 45 分、妊婦から腹痛に関する電話連絡を受け、来院を指示したことは一般的である。

- イ. 妊娠 38 週 3 日の 12 時 5 分に妊産婦の症状(顔面蒼白、腹部板状硬)および超音波断層法所見(胎児徐脈)より常位胎盤早期剥離と診断したことは一般的である。
- ウ. 診断後の対応(血管確保・胎児心拍数モニタリング、診断と帝王切開の適応であることを説明)は一般的である。
- エ. 当該分娩機関に母体搬送したことは選択肢のひとつである。

(2) 当該分娩機関

- ア. 妊娠 38 週 3 日の 12 時 40 分、入院後の対応(バイタルサイン測定、超音波断層法実施、常位胎盤早期剥離の診断で緊急帝王切開決定、直ちに手術室に移動)は適確である。
- イ. 緊急帝王切開の決定から 10 分で児を娩出したことは適確である。
- ウ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(気管挿管、チューブ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫)は一般的である。
- (2) 低体温療法の適応があると判断し、高次医療機関へ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
 - (1) 搬送元分娩機関
なし。
 - (2) 当該分娩機関
なし。
- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
 - (1) 搬送元分娩機関
なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。